

[事案 25-72] 給付金支払請求

・平成 25 年 11 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に入院給付金が支払われないことを理由に申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年に肺癌と診断確定され入院・手術をした際と、経過観察のため平成 20 年に気管支鏡検査で入院した際に、ガン保険からガン入院給付金を受けているが、平成 22 年に気管支鏡検査で入院した際には入院給付金が支払われなかった。この検査は、ガンと診断確定された後の経過観察であり治療の一環であるので、同様に入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約の約款では、支払事由を、「がんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院していること」と規定しているが、診断書によると、入院中に気管支鏡検査が実施されたが「悪性は認めなかった」との診断結果があり、他に実施された検査・手術もなく、平成 22 年の入院は支払事由に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 当審査会では、がん保険の支払事由のうち「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」とは、「がんそのものに対する治療、即ちがんそのものの除去や、がん細胞の減少、転移の防止を目的とする処置として、一般的に必要とされる処置、例えばがんの摘出手術や放射線療法、抗がん剤投薬のための入院」と解している。
2. 主治医作成の診断書によると、本件は、「術後 3 年目の精査として P E T 検査で異常集積認め原発性肺癌を疑い、胸部 C T でも肺癌所見は否定できず、精査のため気管支内視鏡目的」の入院で、検査結果については「悪性は認めなかった」とされており、入院中の治療内容については、何の記載もなく、今後の治療予定は「経過観察」とされており、本入院中ががんそのものに対する治療が施されなかったことは明らかであり、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」とは認められない。
3. 申立人は、平成 20 年の検査入院に給付金が支払われたのに、平成 22 年の入院に給付金が支払われないのは一貫性を欠くと主張する。しかしながら、平成 20 年の検査入院（2 回）は約款の厳密な解釈においては、約款の支払事由に該当しないが、1 回目にがんの診断がなされている（2 回目にがんではないと診断）などの事情を勘案し、約款の趣旨または約款を契約者に有利に運用することにより、給付金を支払ったものと判断される。一方、平成 22 年の入院ではガンと診断されていないので、平成 20 年の検査入院と異なった取り扱いをすることは不合理とはいえない。